

煙火打ち揚げをご検討されている方へ

打ち揚げ煙火を揚げるには、消費できる数は規模により煙火の打ち揚げ届出書の提出か煙火の打ち揚げ許可申請書の申請が必要です。届出書でできる数は、2号玉50個、3号玉15個、4号玉10個の計75個までとなります。それ以上はすべて許可申請となります。

届出書提出の目安は1週間前、許可申請書の申請の目安は1か月前になります。

花火を打ち揚げるには「保安距離」と呼ばれる煙火打ち揚げ場所から保安対象物への一定の立入禁止区域を設けなければなりません。打ち揚げる大きさや種類によって異なり、またその距離は各都道府県によって規定されています。

煙火打ち揚げまでの流れ

1 ご依頼・ご相談

お電話・FAX・メールで承ります。ご都合のよい方法でお問合せください。



2 お打ち合わせ

実施予定場所、予定日、ご予算、目的、ご希望をヒアリングさせていただきます。



3 会場の下見

会場の広さ、周辺の状況確認、観覧場所、保安距離などから、ご提案内容を検討します。



4 ご提案

ご予算や会場の条件等、お客様のご要望から最適なプランをご提案します。



5 ご契約

プランの提示から変更等共有したうえで、最終のお見積りをご提示させていただき、ご契約をいただきます。



6 書類作成・提出

関係提出書類の作成は弊社で行いますが届出者または申請者はおお客様（主催者様）となりますので、提出または申請はおお客様の方でお願いします。届出は郵送も可能です。申請には申請手数料として新潟県の場合、7,900円が必要になります。こちらはお客様の方でご用意願います。



7 監督官庁との打合せ(許可申請の場合)

申請書の内容についての問い合わせは弊社で行いますので、お客様に問合せがあった場合は弊社に連絡していただくようお願いください。



8 打ち揚げ実施

当日の天候や現場の状況を確認し、準備と打ち揚げを行います。



9 安全確認

打ち揚げ終了後、不発玉や燃え残りがいないかを弊社スタッフが確認いたします。



■お問い合わせ・お申込み

有限会社 片貝煙火工業

〒947-0101 新潟県小千谷市片貝町 6529 番地 1 担当:

TEL.0258-84-2076
FAX.0258-84-3516
mail hanabi@katakai-enka.co.jp

保安物件と保安距離

保安物件

■特定保安物件

市街地の家屋、ガスタンク、石油タンク、国宝級な建造物並びに多数の人が集合する施設をいいます。

(注) 市街地の家屋とは、100軒以上軒を連なった家屋をいいます。多数の人が集合する施設とは、学校、病院、診療所、保育所とします。

(但し、休日・夜間等で人のいない学校等は除きます。)

■一般保安物件

特定保安物件以外の家屋、又は鉄道、工場、発電所、変電所、高圧電線等危険が想定される施設をいいます。

(但し、入居者の承諾を得た家屋、若しくは発注者所有の家屋は除きます。)

保安距離

煙火の消費場所にある打揚筒等から保安物件又は観衆の立ち入り禁止区域の線までの距離をいいます。

(注) 保安距離を計測する場合の起点は打揚煙火の場合、打揚筒場とします。仕掛煙火に関しては、その種類に応じ、枠物等の場合その枠組み、水中花火等の場合は煙火を破裂させようとする計画区域の端等を保安距離を算定する場合の起点とします。なお、打揚筒を用いて発射する場合は、その打揚筒の設置場所を起点とします。



※保安距離内は原則立入禁止です。この保安距離の長さによって打ち上げ可能な花火の大きさが決まります。